

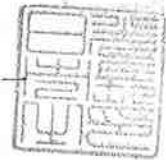
日光市告示第69号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示（平成21年日光市告示第61号）の一部を次のように改正し、令和6年5月1日から適用する。

第2中「平成31年5月1日から平成36年4月30日まで」を「令和6年5月1日から令和11年4月30日まで」に改める。

令和6年4月1日

日光市長 粉川 昭



1 中間検査を行う区域

日光市全域

2 中間検査を行う期間

令和6年5月1日から令和11年4月30日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1) 分譲を目的とする新築に係る一の建築物であつて、主要構造部を木造とした住宅。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物

イ 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物

ウ 法第68条の20第1項の認証型式部材等である建築物

エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた建築物

オ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成13年国土交通省告示第1540号)又は丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成14年国土交通省告示第411号)に適合する構造の建築物

(2) 新築に係る一の建築物又は増築に係る一の建築物の部分について、地階を

除く階数が三以上であり、かつ、延べ床面積が500平方メートル以上の建築物であって、主要構造部を鉄骨造としたもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物

イ 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物

ウ 法第68条の20第1項の認証型式部材等である建築物

エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた建築物

4 指定する特定工程

(1) 3の(1)に掲げる建築物にあつては、屋根工事の工程

(2) 3の(2)に掲げる建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建方工事の工程

5 指定する特定工程後の工程

(1) 3の(1)に掲げる建築物にあつては、壁の内装工事又は外装工事の工程

(2) 3の(2)に掲げる建築物にあつては、耐火被覆の工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事の工程

6 適用

この告示は、令和6年5月1日以後に、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認済証の交付を受けた建築物に適用する。

7 経過措置

令和6年4月30日以前に、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認済証の交付を受けた建築物については、日光市告示第50号（平成31年4月1日）に定めるところによる。